

青森市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

1 制定理由

①「栄養士法」の改正に伴う条例改正について

「栄養士法（昭和 22 年法律第 245 号）」が改正され、従前、管理栄養士国家試験は、栄養士の免許を受けた者でなければ受けることができなかったところ、改正後においては、管理栄養士養成施設卒業者については栄養士免許の取得が不要となったことを踏まえ、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 171 号）」等において、指定生活介護事業所や保育所等の運営等に関する要件として、「**栄養士の配置等を求めている規定について、栄養士免許を有さない管理栄養士を配置等した場合についても同要件を満たすことができることとされた。**

②幼保連携型認定こども園の「副園長」又は「教頭」の資格要件に係る条例改正について

「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成 26 年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第 1 号）」に規定する、園児の年齢別の職員配置の員数に含めることができる「副園長」又は「教頭」の資格要件として、幼稚園教諭免許状と保育士登録の両方を受けた者に限ることとしているが、特例として、幼稚園教諭免許状の授与又は保育士登録のいずれか一方を受けていれば、職員配置の員数に含めることができることとしていたところ、本特例を延長することとし、**延長期間を 10 年間（令和 6 年度まで）から 12 年間（令和 8 年度まで）とする改正が行われた。**

③家庭的保育事業等の「連携施設」の要件に係る条例改正について

「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）」等において、家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を除く）は、「保育内容支援^(※1)」、「代替保育^(※2)」及び「卒園後の受け皿^(※3)」の役割を担う「連携施設」として、保育所、幼稚園又は認定こども園のいずれかを設定することを求められつつも、特例として、「連携施設」の設定が困難であると市町村が判断した場合には、「連携施設」の設定を求めないことができることとしていたところ、「**保育内容支援**」及び「**代替保育の提供**」の基準を緩和するとともに、本特例を延長することとし、**延長期間を 10 年間（令和 6 年度まで）から 15 年間（令和 11 年度まで）とする改正が行われた。**

これらの改正を受け、本市においても、障害福祉サービス事業等及び教育・保育施設の運営等に関する要件を定める各条例について所要の改正を行うものである。

【注釈】

(※1) 保育内容支援

集団保育の機会の提供及び保育の適切な提供に関する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うもの

(※2) 代替保育

職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、家庭的保育事業者等に代わって保育を提供するもの

(※3) 卒園後の受け皿

家庭的保育事業者等は、原則、満 3 歳未満児の保育を行うものであるが、その後、満 3 歳以上児に対し継続的に必要な教育・保育を提供するもの

2 改正する条例

①「栄養士法」の改正に伴う条例改正について

番号	国基準	市条例	対象となる 主な認可・認定施設
1	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準	青森市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 (平成24年条例第75号)	指定生活介護事業所
2	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準	青森市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成24年条例第77号)	生活介護事業所
3	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準	青森市指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 (令和元年条例第1号)	児童発達支援センター
4	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準	青森市幼稚園型、保育所型及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例 (平成31年条例第1号)	幼稚園型認定こども園 保育所型認定こども園
5	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	青森市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例 ^(※) (平成26年条例第29号)	幼保連携型認定こども園
6	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準	青森市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 ^(※) (平成26年条例第30号)	小規模保育事業
7	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	青森市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成24年条例第74号)	保育所

②幼保連携型認定こども園の「副園長」又は「教頭」の資格要件に係る条例改正について

番号	国基準	市条例	対象となる 主な認可・認定施設
8	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準	青森市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例 ^(※) (平成26年条例第29号)	幼保連携型認定こども園

③家庭的保育事業等の「連携施設」の要件に係る条例改正について

番号	国基準	市条例	対象となる 主な認可・認定施設
9	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準	青森市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 ^(※) (平成26年条例第30号)	小規模保育事業
10	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準	青森市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 (平成26年条例第28号)	

(※)「青森市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例」は、①と②の改正、
「青森市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」は、①と③の改正を行う。

3 主な改正内容 ※いずれも国基準のと通りの改正

①「栄養士法」の改正に伴う条例改正について

項目	改正前	改正後
「栄養士」の配置等を求めている規定部分	栄養士	栄養士又は 管理栄養士

②幼保連携型認定こども園の「副園長」又は「教頭」の資格要件に係る条例改正について

項目	改正前	改正後
特例の延長期間	10年間	12年間

③家庭的保育事業等の「連携施設」の要件に係る条例改正について

項目	改正前	改正後
「保育内容支援」の基準緩和	原則、「連携施設」として、保育所・幼稚園・認定こども園のいずれかの設定を求める	「連携施設」の設定が困難であると市長が認める場合、 「保育内容支援連携協力者」として、小規模保育事業者等の設定を認めることとした
「代替保育」の基準緩和	原則、「連携施設」の設定を求めるが、これが困難であると市長が認める場合、「代替保育連携協力者」として、小規模保育事業者等の設定を求める	「代替保育連携協力者」の設定が困難であると市長が認める場合、 「代替保育」に係る「連携施設」の設定を要しないこととした
特例の延長期間	10年間	15年間

4 施行期日

令和7年4月1日

ただし、②幼保連携型認定こども園の「副園長」又は「教頭」の資格要件に係る条例改正については、公布の日